



金銭管理コーディネーター
養成ガイドブック
【演習編】

NPO かなびの丘

目次

第四部 演習

相談編

- ・相談を受け付けてみよう 1
- ・支援方針を策定しよう 3

契約編

- ・契約手続きを体験しよう 5
- ・預り手続きを体験しよう 7

支援編

- ・金銭出納帳を作成してみよう 9

終了編

- ・引継ぎ手続きを体験しよう 11

相談編 相談を受け付けてみよう

吉田明子さん（仮名）が息子と施設見学に来ました。吉田さんは施設が気に入った様子で入所を希望しています。息子は遠方に住んでいるため、施設で金銭管理をしてほしいと言っています。

■金銭管理コーディネーターとして行うことを書き出してみましよう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

解説は次のページ

解説

- ・親族（息子）の希望と利用者本人の希望は分けて考えます。親族は利用者のことに加えて、親族自身の利害も含んで要望を伝えてきます。
- ・契約はあくまで利用者で行うものであり、利用者の意思が重要となります。
- ・金銭管理の概念が施設側と利用者や親族と異なることが想定されます。施設として何を金銭管理と呼んでいるのか、どのようなことを支援するのかを明確にしておく必要があります。

Point

- ・利用者のことを思い、できることは何でもしたいと考えてしまいます。
- ・法的にできないこと、施設としてできないこともあります。利用者のお金を預かることになるので慎重に検討する必要があります。
- ・金銭管理を行う担当者が変わっても、サービスの内容を変更することはできません。支援内容は担当者個人が決定するものではなく、施設として明確化しておきます。
- ・施設管理者は金銭管理を担当者に丸投げするのではなく、施設全体の業務として考えます。担当者に過度なストレスがかからないように配慮する必要があります。

相談編 支援方針を策定しよう

吉田さんの入所が決定しました。それに伴い、金銭管理サービスの提供も行うことになりました。適切な金銭管理を実施するために支援方針を作成しましょう。

吉田さんは友人と月1回程度、外で食事（1回1,000円程度）をすることを希望しています。また、新聞の購読（月3,400円）を希望しています。そのほか、日用品としてボディソープやシャンプー、ティッシュペーパー等が必要となります。

施設として、預かることができる現金は3万円までとなっています。現金が少なくなったら、息子に連絡をして入金してもらうことになりました。

■支援方針を作成してみましょう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

解説は次のページ

解説

-
- ・施設入所で現金の利用使途が限定されている場合であっても支援方針を作成します。毎月いくらからい支出があるのかを把握することで、入金依頼を行うタイミングが取りやすくなります。
 - ・支援方針を立てることは、利用者の生活を別の角度から見つめることにつながります。

Point

-
- ・施設として決まった様式を準備しておくこと、確認漏れや勘違い等を防ぐことができます。
 - ・利用者の希望が収支上だけでなく、現実的に対応可能かも整理します。
 - ⇒例えば、新聞の購読に要する費用負担が可能だとしても、配達が可能なのか、どのように本人に渡すのか等も検討します。利用者が自分で集合ポストまで取りに来るのか、施設職員が利用者居室までもっていくのか。
 - ⇒商品を購入する際に代引きとなる場合、施設職員が取り次ぐのか否か。施設の形態（サ高住）

契約編 契約手続きを体験しよう

吉田さんと金銭管理契約を締結することになりました。契約時に注意すること
はありますか。

■金銭管理コーディネーターとして行うことを書き出してみましよう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

解説は次のページ

解説

- ・口頭での約束も契約となりますが、利用者の大切な現金を預かりますので文章での契約を行いましょ。契約書がベストですが、依頼書や申込書等の場合は控えを利用者に渡す等して利用者が契約していることを確認できるようにします。
- ・契約行為のため、利用者の契約を行う能力（契約内容が理解できているか、契約することでどのような効果があるのか等）があることが前提となります。
- ・契約行為能力が疑わしい場合は成年後見制度の活用や親族による支援等を検討します。
- ・可能であれば親族、第三者に同席を求めます。

Point

契約編 預り手続きを体験しよう

契約が終わり、吉田さんの持っている貴重品を預かることになりました。吉田さんの持っていた貴重品は、

- ・現金 35,000円（財布に入った状態）
- ・クレジットカード 2枚

■金銭管理コーディネーターとして行うことを書き出してみましよう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

解説は次のページ

解説

- ・施設として預かることのできる金額を超えていないか
 - 今回のケースでは施設の預り現金の上限は3万円でした。利用者が持っていた現金が3万5千円で超過しています。
 - 息子が同席しているようなら、5千円を引き取ってもらうことも検討します。
- ・クレジットカードは施設の預り品に含まれているか確認します。
 - 利用者が今後クレジットカードを使用する予定がないのであれば解約をしてもらうのも一つです。
 - 施設で預かる場合は不正利用が起きないように厳重に管理します。

Point

支援編 金銭出納帳を作成してみよう

吉田さんから預かった現金を使って日用品（シャンプー350円、ティッシュペーパー380円）を購入することになりました。購入は施設職員が近くのスーパーマーケットで行う予定です。

■購入する前に行うことを書き出してみましよう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

■購入する時に気をつけることを書き出してみましよう。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

■金銭出納帳を作成してみましよう。

| 日付 | 摘要 | 入金 | 出金 | 残高 | 備考 |
|------|--------|--------|-----|--------|--------|
| 6/4 | ランチ代 | | 850 | 2,853 | 友人と外食 |
| 6/18 | 息子より入金 | 10,000 | | 12,853 | 受領証発行済 |
| | | | | | |
| | | | | | |

解説は次のページ

解説

【購入前】

- ・今回のケースは職員による買い物代行となります。契約内容に含まれているか確認します。契約内容にない場合は別途、利用者に購入の許可を取りましょう。
- ・利用者に購入することを事前に伝えます。なぜ購入するのか（残りが少なくなってきた、壊れてしまった等）、いくら費用が必要となるのか（おおまかな金額で可）を確認します。
- ・親族が持ってきてくれる、利用者がストックをもっていた等不要な購入となり、トラブルになる可能性があります。
- ・施設が提供する日用品は使用できません。

【購入時】

- ・複数の利用者の日用品を購入する時は利用者毎に精算します。少し面倒ですが、領収書（レシート）を分けて発行してもらいましょう。
- ・原則、現金で支払います。ポイントカードは、利用者のポイントカードを作成している場合以外は使用しません。

【金銭出納帳】

- ・商品毎に記入する必要はありません。備考欄がある場合は商品名を書いておくと購入頻度が分かりやすくなります。
- ・修正ペン等は使用しません。誤った場合は二重線で消した後押印等をします。修正ペンの跡があると、正しい修正であっても、不正をもみ消しているようにとられることがあります。

Point

解説

- ・引継ぎは原則、利用者本人に行います。
- ・引継ぎ時点で利用者に成年後見人がいる場合は成年後見人に引き継ぎます。保佐人や補助人の場合は、代理権があるか確認しましょう。
- ・また、引継ぎ時点で成年後見人等がついておらず、認知症等で判断能力が乏しくなっている場合、本人の同意の上親族に引継ぎを行います。
- ・利用者がお亡くなりになった場合は、相続財産となります。引継ぎを行う親族が相続人であるか確認します。相続人であっても、他の相続人とトラブルになっている場合等引継ぎを行ったことで他の相続人から苦情が来る場合があります。

Point

金銭管理コーディネーター
養成ガイドブック【演習】

2023年3月発行

発行者

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

〒591-8032

大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1

TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

本誌は公益財団法人 JKA の助成を受けて発行しています